

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 7 月 2 9 日

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所
林木育種センター九州育種場長 中 島 朝 長
(法人印省略)

1 業務概要

- (1) 件 名 及 び 数 量 原種園整備（伐倒、抜根、整地、場外搬出）作業
伐倒本数 567 本、場外搬出数量 213.64 m³
- (2) 契約案件の特質 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履 行 期 限 契約締結の日から令和 9 年 1 月 2 9 日（金）
- (4) 履 行 場 所 熊本県合志市須屋 2 3 2 0 番地 5
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所
林木育種センター九州育種場
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務取扱規程第 7 条及び第 8 条に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度国立研究開発法人森林研究・整備機構競争参加資格又は全省庁統一資格「役務の提供等」の業種区分において、「A」、「B」、「C」又は「D」のいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、農林水産省大臣官房参事官（経理）が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (4) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 農林水産省及び国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下、「当機構」という。）から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 入札関係書類の交付を受けた者であること。

3 入札関係書類の交付方法等

- (1) 交付方法
本公告の日から令和 8 年 8 月 2 1 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く 9 時から 1 7 時（1 2 時から 1 3 時を除く。）に、下記 3 (3) の場所にて交付する。
なお、入札関係書類の受取時又は受取後速やかに、競争参加資格確認通知書の写しを提出すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 入札関係書類の交付をもって説明会に代える。

(3) 交付場所及び問い合わせ先

〒861-1102 熊本県合志市須屋2320番地5
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所
林木育種センター九州育種場 遺伝資源管理課
TEL: 096-242-3151 FAX: 096-242-3150

4 競争入札執行日時及び場所等

(1) 郵便による場合の入札書提出期限及び提出場所

提出期限 令和8年8月28日(金) 17時
書留郵便又は配達証明郵便にて必着のこと。

提出場所 〒861-1102 熊本県合志市須屋2320番地5
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所
林木育種センター九州育種場 連絡調整課 庶務係
TEL: 096-242-3151 FAX: 096-242-3150

(2) 入札、開札の日時及び場所

日時 令和8年8月31日(月) 11時
入札執行に当たって代理人が入札する場合には、委任状を持参すること。
場所 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所
林木育種センター九州育種場 大会議室

5 その他

(1) 入札書及び契約手続に用いる言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 免除

(4) 入札書の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札関係書類の交付を受けない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務取扱規程第28条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) 契約情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」に基づき、当機構と一定の関係を有する法人等と契約をする場合には、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表する。

なお、本件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意されたものとみなすこととする。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無

(9) その他 詳細は入札関係書類による。

以上、公告する。